愛知県公立大学法人定款

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 役員等

第1節 役員(第8条—第13条)

第2節 役員会(第14条—第17条)

第3章 審議機関

第1節 経営審議会(第18条—第20条)

第2節 教育研究審議会 (第21条—第23条)

第4章 業務の範囲及び執行(第24条・第25条)

第5章 資本金等(第26条・第27条)

第6章 委任(第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この公立大学法人は、知の拠点として、広く知識を授けるとともに深く学芸を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備えた国際性及び創造性に富む有為な人材を育成し、教育研究の成果を地域に還元するとともに国内外に発信することにより、県民の生活及び文化の向上を図り、あわせて国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、愛知県公立大学法人(以下「法人」という。)と する。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、次の表に掲げる大学を設置する。

名称	所 在 地
愛知県立大学	長久手市
愛知県立芸術大学	長久手市

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、愛知県とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を長久手市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、愛知県公報に掲載し、又は愛知県の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員等 第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人、理事3人以内及び監事2 人以内を置く。

(職務及び権限)

- 第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 副理事長は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときは その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、愛知県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を 求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、法人が次に掲げる書類を愛知県知事(以下「知事」という。)に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

- (2) その他愛知県の規則で定める書類
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意 見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、知事が任命する。

(学長の任命)

- 第11条 第3条に掲げる大学の学長(以下「学長」という。)は、理事長と別に任命するものとする。
- 2 学長の選考を行うため、大学ごとに学長選考委員会(以下「選考委員会」という。) を置く。
- 3 学長の任命は、選考委員会の選考に基づき、理事長が行う。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考委員会は、大学ごとに、第18条第1項に規定する経営審議会の委員(理事長及び当該大学の学長である副理事長を除く。)の中から当該経営審議会において選出された者3人及び第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員(当該大学の学長を除く。)の中から当該教育研究審議会において選出された者3人をもって構成する。
- 6 選考委員会に議長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 7 議長は、選考委員会を主宰する。

(理事及び監事の任命)

- 第12条 理事は、理事長が任命する。
- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、知事が任命する。

(任期)

- 第13条 理事長の任期は、4年とする。
- 2 副理事長の任期は、学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、2年とする。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日(法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。)までとする。
- 5 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の 際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、 その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 役員会

(設置及び構成)

第14条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事により構成する。

(招集及び議事)

- 第15条 役員会は、理事長が必要と認める場合に招集する。
- 2 理事長は、役員会の構成員のうち2人以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があった場合は、役員会を招集しなければならない。
- 第16条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 議長は、役員会を主宰する。
- 3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 第17条 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、役員会の議 を経なければならない。
 - (1) 中期目標についての意見(法人が法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意見をいう。以下同じ。)に関する事項
 - (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - (5) 職員の人事の方針及び基準に関する事項
 - (6) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

- 第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を 置く。
- 2 経営審議会は、次に掲げる委員13人以内により構成する。
 - (1) 理事長、副理事長及び理事
 - (2) 学長の申出に基づき理事長が指名する職員
 - (3) 法人の役員又は職員以外の者で法人の経営に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者
- 3 前項第2号に掲げる委員の数は大学ごとに1人とし、同項第3号に掲げる委員の 数は5人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員については、当該役員の任期とする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

- 第19条 経営審議会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した 書面を付して要求があった場合は、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、経営審議会を主宰する。
- 5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(審議事項)

- 第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (3) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

- (5) 職員の人事の方針及び基準に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

- 第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、大学ごとに教育研究審議会を置く。
- 2 教育研究審議会の委員の定数は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 愛知県立大学 20人以内
 - (2) 愛知県立芸術大学 12人以内
- 3 教育研究審議会は、次に掲げる委員により構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 法人の規程で定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織及び事務組織の長
 - (3) 学長の申出に基づき理事長が指名する職員
- 4 理事長は、前項各号に掲げる者のほか、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものを、学長の申出に基づき委員に任命することができる。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、第3項第1号及び第2号に掲げる委員については、当該職にある期間とする。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

- 第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。
- 2 学長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があった場合は、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(審議事項)

- 第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
 - (2) 中期計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
 - (3) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 教員の人事の方針及び基準に関する事項(法人の経営に関する事項を除く。)
 - (5) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
 - (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
 - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

- 第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 大学を設置し、これを運営すること。
 - (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 - (3) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の 法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - (5) 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業 務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金については、別表第1及び別表第2に掲げる資産を愛知県が 出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について出資の日における時価を 基準として愛知県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある ときは、これを愛知県に帰属させる。

第6章 委任

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長の任命に関する特例等)

- 2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、選考委員会の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 4 附則第2項の規定により任命された学長の任期は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 愛知県立大学及び愛知県立看護大学の学長 2年
 - (2) 愛知県立芸術大学の学長 4年

附則

(施行期日)

1 変更後の愛知県公立大学法人定款(以下「新定款」という。)は、平成21年4月 1日から施行する。

(旧大学の存続等)

2 変更前の愛知県公立大学法人定款第3条に規定する愛知県立大学及び愛知県立看

護大学(以下「旧大学」という。)は、平成21年3月31日において旧大学に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の場合における新定款第8条及び第18条第2項の規定の適用については、第8条中「副理事長2人」とあるのは、「副理事長4人」と、第18条第2項中「13人」とあるのは、「17人」とする。

(最初の学長の任命の特例等)

- 4 新定款第3条の規定による愛知県立大学の設置後最初の学長の任命は、新定款第 11条第3項の規定にかかわらず、学長選考委員会の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 5 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 6 附則第4項の規定により任命された学長の任期は、3年とする。

附則

変更後の愛知県公立大学法人の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附則

変更後の愛知県公立大学法人の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附則

変更後の愛知県公立大学法人の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附則

変更後の愛知県公立大学法人の定款は、平成30年4月1日から施行する。

附則

変更後の愛知県公立大学法人の定款は、令和元年10月3日から施行する。

附則

変更後の愛知県公立大学法人の定款は、令和4年3月24日から施行する。

附則

変更後の愛知県公立大学法人の定款は、令和6年10月30日から施行する。

附則

変更後の愛知県公立大学法人の定款は、令和7年10月6日から施行する。

別表第1 (第26条関係)

1 愛知県立大学

資産の	種類	所 在	地	地	目	数量
土	地	瀬戸市南山口町766番1		学校用	地	23,511.00
土	地	瀬戸市南山口町766番3		保安	林	65, 230. 00
土	地	長久手市茨ケ廻間1522番3		学校用	地	2, 435. 00
土	地	長久手市茨ケ廻間1522番50		山	林	991.00
土	地	長久手市茨ケ廻間1522番51		山	林	899.00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番30		学校用	地	12, 314. 00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番54	5	学校用	地	71, 031. 00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番54	8	学校用	地	1, 367. 00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番55	1	学校用	地	207.00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番71	6	学校用	地	786.00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番71	7	学校用	地	747.00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番71	9	学校用	地	67, 742. 00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番72	0	学校用	地	90.00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番72	2	保 安	林	2, 212. 00
土	地	長久手市茨ケ廻間1533番72	4	保 安	林	25, 749. 00
土	地	名古屋市守山区大字上志段味字東	谷2109番18	学校用	地	144. 00
土	地	名古屋市守山区大字上志段味字東	谷2109番19	学校用	地	27, 760. 00
土	地	名古屋市守山区大字上志段味字東 2	谷2109番38	学校用	地	108.00
土	地	名古屋市守山区大字上志段味字東 1	谷2110番11	学校用	地	9, 675. 00
土	地	名古屋市守山区大字上志段味字東 9	谷2110番38	学校用	地	78. 00
		計				313, 076. 00

2 愛知県立芸術大学

資産の	の種類	所	在	地	地	目	数量
土	地	長久手市岩作長鶴	40番		ため	池	^{平方メートル} 26, 935. 00
土	地	長久手市岩作長鶴	44番1		学校。	用地	12, 570. 00
土	地	長久手市岩作三ケ	峯 1番14		砂防	i 地	25, 901. 00

土	地	長久手市岩作三ケ峯1番103	学校用地	1, 882. 00
土	地	長久手市岩作三ケ峯1番114	学校用地	202, 502. 00
土	地	長久手市岩作三ケ峯1番189	用悪水路	1, 275. 00
土	地	長久手市岩作三ケ峯1番192	砂防地	5, 435. 00
土	地	長久手市岩作三ケ峯1番193	学校用地	564. 00
土	地	長久手市前熊寺田77番	学校用地	589. 00
土	地	長久手市前熊寺田77番1	学校用地	616.00
土	地	長久手市前熊寺田79番	学校用地	514. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番22	学校用地	450.00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番23	学校用地	537. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番24	学校用地	116.00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番25	学校用地	1, 653. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番32	学校用地	242.00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番33	学校用地	500.00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番98	山 林	748.00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番99	山 林	1, 677. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番100	山 林	330.00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番103	学校用地	14, 285. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番105	学校用地	92, 802. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番710	山 林	8, 118. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番882	学校用地	6, 456. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井1番883	公衆用道路	1, 409. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井38番5	用悪水路	1, 142. 00
土	地	長久手市前熊一ノ井38番7	用悪水路	95. 00
		計		409, 343. 00

別表第2 (第26条関係)

1 愛知県立大学

資産の)種類	名 称	所	在	地	構	造	数量	
7=14	44.	工明卢英 彭	長久手市	一茨ケ廻間	1 5 2 2	鉄筋コンクリ	ート造	平方メートル	
建	物	正門守衛所	番3			平 家	建	16. 34	
7=1-	4-4	士明卢英志	長久手市	が茨ケ廻間	1 5 3 3	鉄筋コンクリ	ート造	10.00	
建	物	南門守衛所	番30			平 家	建	10.80	
建	物	汗水加细块 乳	長久手市	万茨ケ廻間	1 5 3 3	鉄筋コンクリ	ート造	275. 70	
建	40)	汚水処理施設	番545	,		平 家	建	215.10	
建	物	学 生 会 館	長久手市	が灰ケ廻間	1 5 3 3	鉄筋コンクリ	ート造	1, 751. 35	
	120	十 工 云 娟	番545	j 		4 階	建	1, 101. 00	
建	物	北門守衛所	長久手市	万茨ケ廻間	1 5 3 3	鉄筋コンクリ	ート造	10.80	
	427		番545	,)		平 家	建	10.00	
建	物	運動場器具庫	長久手市	「茨ケ廻間	1 5 3 3	鉄筋コンクリ	ート造	110. 85	
<u></u>	1/2	<i>正妈加</i> 邮 八	番545	•		平 家	建	110.00	
建	物	テニスコート	長久手市	が一次ケ廻間	1 5 3 3	鉄筋コンクリ	ート造	15. 00	
	124	器具庫	番545			平家	建		
建	物	プール・更衣室	長久手市	が一次ケ廻間	1 5 3 3	鉄筋コンクリ	ート造	1, 223. 53	
			番545			平家	建	,	
建	物	弓 道 場		「茨ケ廻間	1533			185. 19	
			番545			平家			
建	物	長久手体育館		が一つでである。	1533			3, 129. 20	
			番719			2階建一部	-		
建	物	管 理 棟			1533	鉄筋コンクリ		2, 266. 92	
			番719			2 階	建		
建	物	講義棟(南棟)		が一つでである。	1533	鉄骨鉄筋コンク		3, 279. 51	
			番719		1.5.0.0	2 階	建		
建	物	図 書館		が大廻間	1533	鉄骨鉄筋コンク		6, 374. 97	
			番719		1 5 2 2	地下1階付			
建	物	講堂	番719	が一つでである。	1000	鉄骨鉄筋コンク 地 下 1 階 付		4, 069. 65	
					1522	鉄骨鉄筋コンク			
建	物	情報科学部棟	番719		1000		建	7, 331. 41	
				 f茨ケ廻間	1533	サー サー <td></td> <td></td>			
建	物	外国語学部棟	番719		1000	 地下 1 階付		6, 796. 29	
<u></u>			шитэ						

建	物	実験·実習棟	長久手市茨ケ廻間1533	鉄骨鉄筋コンクリート造	3, 275. 25	
	123		番719	地下1階付2階建	0, 2. 0. 20	
建	物	文 学 部 棟	長久手市茨ケ廻間1533	鉄骨鉄筋コンクリート造	6, 643. 09	
Æ	199	文 子 師 休	番719	地下1階付9階建	0, 045. 05	
建	物	講義棟(東棟)	長久手市茨ケ廻間1533	鉄骨鉄筋コンクリート造	7 069 57	
	199	再我你(宋/宋/ 	番719	地下1階付4階建	7, 968. 57	
7-1-	H-/	食 堂	長久手市茨ケ廻間1533	鉄骨鉄筋コンクリート造	0.000.10	
建	物	食堂	番719	2 階 建	2, 006. 18	
7-1-	H-/	車庫	長久手市茨ケ廻間1533	鉄筋コンクリート造	97 59	
建	物	車庫	番719	平 家 建	37. 52	
7-11.	и. /		長久手市茨ケ廻間1533	鉄筋コンクリート造	005.70	
建	物	渡り廊下南	番719	平 家 建	205. 76	
7-11.	ıl./		長久手市茨ケ廻間1533	鉄筋コンクリート造	100.55	
建	物	渡り廊下北	番719	平 家 建	188. 55	
7-11.	ıl./		長久手市茨ケ廻間1533	鉄筋コンクリート造	227.00	
建	物	職員寮	番719	2 階 建	307. 99	
7-1-	H-/	月	長久手市茨ケ廻間1533	木 造	00.00	
建	物	県立大学公舎	県立大字公告	番719	平 家 建	90. 23
7-1-	H-/	北正子/ウ A ##	長久手市茨ケ廻間1533	鉄筋コンクリート造	446 51	
建	物	熊張住宅A棟	番719	3 階 建	446. 51	
7-1-	H-/	北正とより は	長久手市茨ケ廻間1533	鉄筋コンクリート造	445.05	
建	物	熊張住宅B棟	番719	3 階 建	445. 65	
7-1-	H-/	北正となっ は	長久手市茨ケ廻間1533	鉄筋コンクリート造	445.05	
建	物	熊張住宅C棟	番719	3 階 建	445. 65	
7-1-	H-/	*エトウトは	長久手市茨ケ廻間1533	鉄筋コンクリート造	105.70	
建	物	熊張住宅D棟	番719	2 階 建	185. 76	
7-1-	H-/	>7	名古屋市守山区大字上志段味	鉄筋コンクリート造	00.77	
建	物	汚水処理施設	字東谷2107番43	平 家 建	23. 77	
7=1-	4-1-	乱版句大 点	名古屋市守山区大字上志段味	鉄 骨 造	00.10	
建	物	動物飼育室	字東谷2107番43	平 家 建	33. 12	
7-1-	4-4-	± +	名古屋市守山区大字上志段味	鉄骨コンクリート造	00.50	
建	物	車庫	字東谷2109番19	平 家 建	66. 70	
7-1-	4-4-	4 * *	名古屋市守山区大字上志段味	鉄骨鉄筋コンクリート造	1 004 00	
建	物	体 育 館	字東谷2109番19	2 階建一部平家建	1, 334. 23	
		1		l		

建	物	講	義	棟	名古屋市守山区大字上志段 鉄骨鉄筋コンクリート造 味字東谷2109番19、 地下1階付6階建	7, 408. 95
建	物	管	理	棟	名古屋市守山区大字上志段鉄筋コンクリート造味字東谷2109番194階建	3, 700, 00
建	物	プー/ 機械 ³		禹	名古屋市守山区大字上志段 コンクリートブロック造 味字東谷2110番111 平 家 建	23. 67
計						

2 愛知県立芸術大学

資産の種類	名 称	所	在	地	構		造	数量
建物	音楽学部棟	長久手 1 4	市岩作三ケ	峯1番1	鉄筋コ 3	ンクリー 階	ート造 建	_{Ұлу-г} , 4, 458. 10
建物	演 奏 棟	長久手下 14	市岩作三ケ	峯1番1	鉄筋コ 平	ンクリ - 家	ート造 建	785. 5
建物	室内楽ホール	長久手下 14	市岩作三ケ	峯1番1		ンクリ- ೬一部 2	,	571. 5
建物	音楽学部棟 西渡り廊下	長久手7 14	市岩作三ケ	峯1番1	鉄骨造一部平	『鉄筋コンク 家	リート造 建	74. 59
建物	音楽学部棟 南渡り廊下	長久手下 14	市岩作三ケ	峯1番1	鉄骨造一部平	R鉄筋コンク 家	リート造 建	125. 00
建物	デザイン棟	長久手下 14	市岩作三ケ	峯1番1	鉄筋コ 3	ンクリー 階	- ト造 建	2, 334. 54
建物	メディア映像 スタジオ	長久手ī 14	市岩作三ケ	峯1番1	鉄 平	骨 家	造 建	251. 62
建物	メディア映像 スタジオ渡り 廊下	長久手7	市岩作三ケ	峯1番1	鉄 平	骨 家	造 建	48.60
建物	彫刻三工房棟	長久手下 14	市岩作三ケ	峯1番1	., .,,,,	ンクリー 失骨造平	,	417. 39
建物	彫刻交流棟	長久手下 14	市岩作三ケ	峯1番1		ンクリー 地下1階	—	368. 0
建物	彫刻北アトリ エ棟	長久手ī 14	市岩作三ケ	峯1番1	,,,,	ンクリ - 木造平	—	313. 02

建	物	彫刻南アトリ エ棟	長久手市岩作三ケ峯1番1 14	鉄筋コンクリート造 一部木造平家建	238. 49
建	物	彫刻石工房棟	長久手市岩作三ケ峯1番1 14	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造平家建	116. 48
建	物	彫刻資材庫	長久手市岩作三ケ峯1番1 14	鉄筋コンクリート造平家建	65. 10
建	物	彫刻更衣室・ トイレ	長久手市岩作三ケ峯1番1 14	鉄筋コンクリート造平家建	51. 44
建	物	法隆寺金堂壁 画模写展示館	長久手市岩作三ケ峯1番1 14	鉄筋コンクリート造平家建	1, 296. 60
建	物	芸術学・メデ ィア映像棟	長久手市岩作三ケ峯1番1 14	鉄筋コンクリート造2階建	2, 021. 89
建	物	工場作業場棟	長久手市岩作三ケ峯1番1 14	鉄筋コンクリート造平家建	672. 30
	14, 210. 27				